官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇〇）　二
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（三〇一）　二
○スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇二）　二
○スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令（三〇三）　二
〔規　則〕
○古物営業法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一四）　三
〔その他告示〕
○令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会二一）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三〇九）　三
○大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務二二四）　四
○大韓民国産の炭酸二カリウムに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（同二二五）　五
○保安林の指定を解除する件（農林水産一二二一～一二二八）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通八一九、八二〇）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局八九、九〇）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一〇〇、一〇一）　七
〔人事異動〕
東京都　新潟県　石川県　岐阜県　愛知県　福岡県　名古屋市　堺市　広島市　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
登録特定操縦免許講習機関の登録に関する公示（関東運輸局）　八
〔資　料〕
令和七年六月中国際収支状況（速報）及び令和七年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　八
〔地方自治事項〕　九
〔公　告〕
諸事項　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二七
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百号）（警察庁）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（政令第三百一号）（警察庁）

1　指定金属切断工具を定める。（本則関係）

2　この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則第一項関係）

3　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を改正し、生活安全局生活安全企画課の所掌事務を改める。（附則第二項関係）

◇スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二号）（文部科学省）

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）の施行期日は令和七年九月一日とする。

◇スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第三百三号）（文部科学省）

1　スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）の一部施行に伴い、スポーツ基本法施行令（平成二十